

令和3年度「しがの農業緊急雇用促進事業」

募集延長のお知らせ！！

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による失業者（50歳以上65歳未満の方）を農業法人等が新たに雇用して実施する研修に対し助成を行う「しがの農業緊急雇用促進事業」については、既に6月1日から募集を行っていますが、このたび募集期間を延長し12月までの期間、偶数月に募集致します。（応募期間中であっても、予算の上限に達した場合は募集を終了させていただきます。）

ご希望がある場合は、滋賀県農業会議へお電話にてお知らせください。ご連絡頂いた方には、後日詳細な資料を送付させていただきます。

なお、滋賀県農業経営課地域農業戦略室のホームページでもご覧頂けます。

【助成額】 研修生1人あたり月額最大10万円（1事業者あたり2人を上限）

【助成期間】 交付決定日～2022年年3月15日

※県予算が確保された場合、令和4年度の継続が可能です。

【対象となる研修生の要件】

※以下、全ての要件をクリアすることが必要です。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による失業者であること
- ・令和2年4月1日以降に正社員として雇用された者であること
- ・採用時点の年齢が50歳以上65歳未満であること

【募集期間】 8月募集分・・・2021年 8月2日（月）～8月20日（金）

10月募集分・・・2021年10月1日（金）～10月20日（水）

12月募集分・・・2021年12月1日（水）～12月20日（月）

- ・偶数月の期間内に書類を受付し、翌月上旬に選考結果をお知らせします。
- ・採択となった場合は、申請の翌月から研修開始となります。

※事業イメージとしては、「農の雇用事業」の年齢条件を引き上げたものとお考えください。

お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人 滋賀県農業会議（担当：野崎、加川）

〒520—0807 滋賀県大津市松本1丁目2-20

電話：077-523-2439

FAX：077-524-0245